

第6回新技術等効果評価委員会

新技術等効果評価委員会運営規則第3条に基づく書面による議事結果

新技術等効果評価委員会（以下「本委員会」という。）に付議された次の議案について、本委員会運営規則第3条に基づき、書面による審議を行ったところ、過半数の委員より、主務大臣の見解について適当である旨及び第5回本委員会議事録の公表について了承する旨回答を得たため、その旨、本委員会の議決に代えることとした。

◆日時

令和4年9月27日

◆議案

- ①新技術等実証計画の認定申請書について
- ②新技術等実証計画の認定申請書について
- ③新技術等実証計画の認定申請書について
- ④第5回新技術等効果評価委員会議事録の公表について

◆議決内容

議案①について

○委員14名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。

- ・経済産業大臣から提出された見解は、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。
- ・法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

議案②について

○委員14名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。

- ・経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。
- ・法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

議案③について

○委員14名が議決に参加し、本委員会の意見は以下のとおりとすることを決定した。

- ・経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。
- ・法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

議案④について

○第5回本委員会の議事録を公表することを決定した。

(以 上)